

令和6年12月甲良町議会定例会会議録

令和6年12月13日（金曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第57号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第5号）
- 第3 議案第58号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第4 議案第59号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第5 報告第6号 専決処分の報告について
- 第6 議案第60号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第61号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第62号 令和6年度甲良町一般会計補正予算（第6号）
- 第9 議案第63号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第64号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第11 議案第65号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第66号 令和6年度甲良町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第67号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第68号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて
- 第15 議員派遣について
- 第16 委員会の閉会中における継続審査及び調査について

◎会議に出席した議員（10名）

1番	福原 守	2番	木村 誠治
3番	藤居 吉也	4番	山田 光義
5番	小森 正彦	6番	西川 誠一
7番	野瀬 欣廣	8番	木村 修
9番	西澤 伸明	10番	丸山 恵二

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	寺 本 純 二	教 育 長	青 山 繁
副 町 長	熊 谷 裕 二	教 育 次 長	福 原 猛
総 務 課 長	中 村 康 之	学 校 教 育 課 長	橋 本 善 明
会 計 管 理 者	大 野 けい子	長 寺 セ ン タ ー 館 長	大 野 正 人
税 務 課 長	望 月 仁	呉 竹 セ ン タ ー 館 長	上 田 真 司
企 画 監 理 課 長	山 崎 志 保 美	総 務 課 参 事	村 田 茂 典
住 民 人 権 課 長	宮 川 哲 郎	保 健 福 祉 課 参 事	中 川 一 樹
保 健 福 祉 課 長	丸 澤 俊 之	建 設 水 道 課 参 事	寺 居 友 彦
産 業 課 長	西 村 克 英	総 務 課 長 補 佐	宮 寄 一 海
建 設 水 道 課 長	村 岸 勉		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	山 脇 理 恵
---------	---------	-----	---------

(午前10時15分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は10人です。

議員定足数に達していますので、令和6年12月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 木村修議員、1番 福原議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○寺本町長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、何かとお忙しいところ、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、本日追加提案させていただく案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第6号は、町の公用車による物損事故に関し、その損害の賠償を町長の専決処分により決定しましたので、その報告とします。

議案第60号は甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第61号は甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例で、国家公務員の給与改定を行う関連法案が国会に提出されたことに伴い、期末勤勉手当の支給割合や給料表の改定を行うものであります。

議案第62号から第67号は、国家公務員の給与改定に伴う条例改正による人件費の増を主に行う補正予算となります。

議案第62号は、令和6年度甲良町一般会計補正予算(第6号)で、歳入歳出2,889万7,000円を追加し、補正後の予算総額を45億4,136万9,000円とするものであります。歳出で人件費総額2,780万9,000円を追加するほか、特別会計に対する繰出金を合計180万2,000円を加えるなどするものです。歳入は全て財政調整基金からの繰入れとするものです。

議案第63号は、令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)で、人件費を76万7,000円増額するもので、その財源として一般会計からの繰入金と同額計上します。

議案第64号は、令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)で、歳出で人件費を合計195万円増額し、歳入ではその財源として国県支出金合計30万9,000円、一般会計からの繰入金35万7,000円を

計上したほか、介護保険事業で負担すべき118万1,000円を基金から繰入れするものです。

議案第65号は、令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)で、歳出で人件費を57万5,000円増額し、歳入ではその財源として一般会計からの繰入金を同額計上しています。

議案第66号は、令和6年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)です。収益的支出で人件費を126万4,000円増額するほか、資本的支出において、建設改良に伴う委託費180万円を追加するものです。

議案第67号は、令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第2号)です。収益的支出において人件費を13万4,000円増額し、その同額、予備費を減額する予算組替えとなり、総額に変更はありません。

議案第68号は、以前に議決いただき、裁判を進めておりました住宅新築資金等の返還請求に関し、裁判所の勧めもあり、このたび、一定の合意が取れましたことから、和解を行いたく、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議決を求めるものであります。

以上、本日提出しました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○丸山議長 次に、日程第2 議案第57号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 9番、西澤です。令和6年度一般会計補正予算の反対討論を行います。

寺本町政における令和6年度の事業化計画及び一般会計予算などに表れた特徴として、開発、建設、土木事業への偏重が見られることです。すなわち、一般質問などでも指摘をしましたが、県と市町の連携による産業用地開発事業への応募、防災センター併設の町役場新築構想、尼子駅前住宅用地の確保事業など、どれも数億円から10億円近く要する、甲良町にとっては大型事業です。そして、その事業の必要性、合理性については不透明で、まだまだ疑問が残るところであります。

一方、町民の暮らしにおいては異常な物価高騰が続き、どの町民世帯も厳しい暮らしが迫られている中、医療、介護、教育など、町民の暮らし応援には温かな対応をしていただけないのでしょうか。6日の一般質問において、愛知犬上生健会が要望をした暖房費の補助制度の創設の要綱をただしたところ、誰もが厳しい家計環境、状況を認めながら、特定の世帯には補助はなじまないとの

理由を挙げて、冷たく切り捨てられました。そして、補正予算を組むにあたって検討すらしていないことも明らかになりました。

去年は、国の補助が、助成が手当てされたこともあり、全世帯に灯油券が配布され、温かな施策として町民から歓迎されたことは記憶に刻まれています。例えば1世帯5,000円、約2,600世帯として1,300万円、配布などの諸経費を含めて約2,000万円以内で、決して不可能な金額ではありません。建設等の費用を大型事業には多くの税金を投入する一方で、住民の暮らし応援をおろそかにしていると批判されても仕方がないと思われれます。暖房費補助は、暮らしの支援のささやかな庶民の願いではないでしょうか。

補正予算の趣旨は、元々、県、国の施策の予算等の変化に対応することと併せて、当初予算編成後に起きた緊急を要するものとして国の財政法で規定されているようです。想像もつかないスピードで諸物価がどんどん高騰している中で、当然のこととして、町民の暮らし、子育て、医療、介護、教育などの問題、要望に応える検討がなされるものと理解をしています。補正予算には、マイナンバーカード普及に係る事業費231万9,000円が計上をされ、一方、現行の紙の保険証交付廃止に伴う混乱を避けるためのチラシ、広報などの事業費は見当たりません。この期に及んで、全国的に深刻な問題が指摘されているマイナンバーカード普及事業を推進することに違和感を持ちます。末端の市町村は、政府広報言いなりではなく、自主的判断として、マイナンバーカード取得はあくまで強制でないこと、健康保険証とのひもづけにリスクやトラブルが発生する可能性があること、マイナ保険証の有効期限は5年間であること、切替えには役場まで出向く必要があることなどを正直に伝えることが必要ではないでしょうか。改めて要請したいと思います。最大の問題は、取得が任意であるマイナンバーカードに発行、交付が国民皆保険制度で義務づけられている保険証をひもづけしたことから起きるトラブルであることを隠さず町民には伝えるべきだと考えます。

用地取得費191万1,000円が計上されています。池寺区所有の道路買収をするためという説明ですが、元を正せば、約10年前、大林組から寄付を受ける際に、境界線その他とともに所有権関係を確認しておくべきものと考えられます。その後、平成27年に、産業用地創出に係る土地利用計画検討業務委託報告を受けて、南部工業団地計画の際にも所有権の有無を確認しなかったのか疑問が残るところです。今回、産業集積地計画を進めることと連動をした買収予算であるとの説明でした。

以上の主な理由から、議案第57号 令和6年度一般会計補正予算に対する討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第3 議案第58号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第4 議案第59号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第5 報告第6号を議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 報告第6号でございます。専決処分の報告についてでございます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

おめくりください。その専決処分書でございます。

専第4号 専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年11月11日。

甲良町長 寺本純二。

裏面をお願いいたします。

損害賠償の額を定めることについて。

財物事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

相手方は記載のとおりでございます。

事故の概要につきましては、令和6年10月1日午後3時45分頃、公用車を止めようと立体駐車場に進入する際、高さ制限の案内板に車両上部が接触したものでございます。

損害賠償額につきましては6万8,200円となっているものでございます。

以上になります。

○丸山議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 議案第60号と日程第7 議案第61号を一括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第60号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第61号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 それでは、議案書をおめくりください。甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条としまして、甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のよ

うに改正する。第3条ただし書中、100分の122.5を100分の127.5に、100分の170を100分の175に改める。

第2条 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第3条ただし書中、100分の127.5を100分の125に、100分の175を100分の172.5に改めるものでございます。

附則としまして、第1条につきましては令和6年12月1日から、第2条につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上になります。

続きまして、議案第61号でございます。

議案書をおめくりください。甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条 甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第22条中第2項中、100分の125を100分の127.5に改め、同条第3項中、100分の122.5を100分の127.5に、100分の68.75を100分の71.25に改める。第23条第2項第1号中、100分の102.5を100分の107.5に改め、同項第2号中、100分の48.75を100分の51.25に改めるものでございます。

別表1を改めますが、内容については割愛させていただきます。

4枚ほどおめくりください。8ページになります。

第2条でございます。甲良町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第22条第2項中、100分の127.5を100分の125に改め、第3項中、100分の127.5を100分の125に、100分の71.25を100分の70に改める。第23条第2項第1号中、100分の107.5を100分の105に改め、同項第2号中、100分の51.25を100分の50に改めるものでございます。

附則としまして、第1条については、一部については4月1日から、期末勤勉に関する部分については12月1日から適用しまして、第2条の規定につきましては7年の4月1日から施行するものでございます。

以上になります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、一括で質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第60号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、議案第61号について討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 全協の席でも発言させてもらいましたが、元々人勸の勧告というのは、公務員のスト権を禁止したことから始まっています。諸外国を見ますと、消防士、警察官、そして様々な公務員もスト権が認められています。日本だけではありませんけども、国としては数少ないところが労働者の大事な権利が剥奪をされています。そういう中での人事院勧告というようになります。やはり労働者の闘いと、それから、生活を守る、それから、待遇改善という点では大事な労働者の主張でもあります。それを認められない状況の中での人事院勧告、上がったたり下がったりする勧告がよく出ます。今回、民間給与との差額を解消するという引き上げるわけですけども、遅くに失したなというので、遡及をするようになっています。その点でも賛同をしたいと思います。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第61号は可決されました。

次に、日程第8 議案第62号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第62号 令和6年度甲良町一般会計補正予算(第6号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 予算書をお願いいたします。令和6年度甲良町一般会計補正予算書（第6号）でございます。

表紙裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ2,889万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ45億4,136万9,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。歳入でございます。補正額のみ読み上げさせていただきます。18款2項 基金繰入金、補正額2,889万7,000円、歳入合計2,889万7,000円とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出でございます。補正額のみ読み上げさせていただきます。1款1項 議会費47万9,000円。2款1項 総務管理費、減額の658万8,000円、2項 徴税費136万1,000円、3項 戸籍住民基本台帳費83万7,000円。3款1項 社会福祉費726万7,000円、2項 児童福祉費1,785万2,000円。4款1項 保健衛生費179万円。6款1項 農業費108万1,000円。7款1項 商工費3万3,000円。8款1項 土木管理費、減額の92万4,000円、4項 住宅費72万5,000円。10款1項 教育総務費173万4,000円。

3ページをお願いいたします。2項 小学校費22万3,000円、3項 中学校費11万9,000円、4項 社会教育費290万8,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 全協でもお尋ねをしておきましたが、歳入総額のところで、6ページ、繰入金、財政調整基金がここに入っています。2,889万7,000円、これが増額になるわけですけれども、国の人勧によって手当てをされるということから、国からの何らかの補正手当があるのかどうか質問します。その内容については、中身は複雑だと思いますけれども、手当があるのかどうか、その点だけご回答ください。そして、その内容はどんなものなのか。よろしく申し上げます。

○丸山議長 総務課参事。

○村田総務課参事 今お尋ねの件ですけれども、人件費に関しましては、この団体で大体おおむねこのあたりという数字が普通交付税の算定に対して行われま。今回の人勧に相当するものは、今までにない高額の部分でもありまして、

臨時の追加の普通交付税の算定がされることが決まっております。この数字というのはまだ確定したものではありませんけれども、二千数百万円分、今回の補正相当に対する部分については算入されるものというふうに考えております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第62号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第62号は可決されました。

次に、日程第9 議案第63号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第63号 令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。令和6年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,777万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1ページをご覧ください。歳入でございます。款項、補正額の並びで読み上げさせていただきます。6款1項 他会計繰入金、補正額76万7,000円。

歳入合計 76万7,000円。

2ページをご覧ください。歳出、1款1項 総務管理費、補正額 76万7,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第63号は可決されました。

次に、日程第10 議案第64号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第64号 令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○丸澤保健福祉課長 では、補正予算書をご覧ください。表紙裏面をご覧ください。

令和6年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,116万8,000円とするものです。

1ページをご覧ください。補正額のみ読み上げます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、3款2項 国庫補助金20万6,000円。5款2項 県補助金

10万3,000円。7款1項 一般会計繰入金46万円、2項 基金繰入金118万1,000円。歳入合計195万円です。

2ページをご覧ください。歳出、1款1項 35万7,000円。3款3項 包括的支援事業・任意事業費159万3,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

説明を終わります。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第64号は可決されました。

次に、日程第11 議案第65号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第65号 令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。令和6年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億325万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

では、1 ページをご覧ください。歳入です。3 款 1 項 一般会計繰入金、補正額 5 7 万 5, 0 0 0 円。歳入合計 5 7 万 5, 0 0 0 円。

2 ページをご覧ください。歳出です。1 款 1 項 総務管理費、補正額 5 7 万 5, 0 0 0 円。歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

以上です。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9 番、西澤議員。

○西澤議員 繰入金なのですが、一般会計でも聞きましたが、この場合、後期高齢者の医療制度の保険会計については、一般会計からの繰入れというように 5 7 万 5, 0 0 0 円が計上されています。ちなみに、他会計の繰入れとしては、国保、それから、単に繰入れとして介護保険は 1 6 4 万 1, 0 0 0 円となっておりますが、先ほど質問をした一般会計で 2, 8 0 0 万円の中に反映される人件費というように見ればいいんですか。それとも、これは新たに手当てをされる対象としてなるのかどうかですね。算入されているもので見ればいいかなと思うんですけども。

○西澤議員 総務課参事。

○村田総務課参事 国民健康保険も介護保険も、そして後期高齢者医療もそうですけれども、各自治体に設置が義務づけられているものでございますので、当然、その運営費用については普通交付税に算入されるものになってきます。

○西澤議員 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第 6 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第 6 5 号は可決されました。

次に、日程第 1 2 議案第 6 6 号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第 6 6 号 令和 6 年度甲良町水道事業会計補正予算 (第

2号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課参事。

○寺居建設水道課参事 そうしましたら、補正予算書(第2号)1ページをおめくりいただきしたいと思います。令和6年度甲良町水道事業会計補正予算(第2号)です。

第1条、令和6年度甲良町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度甲良町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改める。支出、1款1項 営業費用、補正予定額126万4,000円、合計1億5,855万8,000円、事業費総計1億7,091万円。

第3条、令和6年度水道事業会計予算第4条本文括弧中、不足する額1億5,846万9,000円を不足する額1億6,026万9,000円に、建設改良積立金8,613万8,000円を建設改良積立金8,793万8,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり改める。支出、1款2項 建設改良費、補正予定額180万円、総額9,575万4,000円、資本的支出総額1億6,027万円です。

次ページをお願いいたします。第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。変更でございます。事項、水道包括管理業務。変更前、期間、令和6年度から令和12年度まで、限度額7,474万5,000円を、変更後、期間を令和6年度から令和9年度まで、限度額5,500万円でございます。

第5条、令和6年度水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費の金額については、1,929万7,000円を2,108万4,000円に改める。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第66号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第66号は可決されました。

次に、日程第13 議案第67号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第67号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第67号 令和6年度甲良町下水道事業会計補正予算(第2号)について説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の補正でございます。

令和6年度甲良町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり改めるものでございます。支出の部におきまして、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用で13万4,000円の増額でございます。第4項 予備費におきまして13万4,000円の減額でございます。議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、令和6年度甲良町下水道事業会計予算第8条に定めた職員給与費の金額については、968万3,000円を981万7,000円に改めるものでございます。

どうかよろしくをお願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第67号は可決されました。

次に、日程第14 議案第68号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第68号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和6年12月13日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、議案第68号 権利の放棄及び和解につき、議決を求めることについて(貸金等返還請求事件)について説明申し上げます。

令和5年9月議会にて、専7号でご報告いたしました控訴事件につきまして、裁判所より和解の案が示されましたので、権利を放棄するとともに、これに伴う和解をするため、地方自治法第96条第1項第10号及び第12号により、議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利及び和解の概要です。大津地方裁判所令和5年(レ)第21号貸金等請求控訴事件、貸金請求控訴事件で請求した金額のうち、保証債務履行請求権の一部についての権利を放棄し、和解の案のとおり、相手方と和解するものでございます。放棄する権利の金額は46万7,958円です。

和解相手方の住所及び氏名については議案書記載のとおりであり、それぞれ連帯保証人の相続人でございます。

裁判所につきましては、大津地方裁判所です。事件名は、令和5年(レ)第21号貸金等返還請求事件、貸金請求控訴事件でございます。先ほど申し上げたのと同じものでございます。

放棄及び和解の理由につきましては、控訴の理由として主張しておりました利益の喪失日以降の遅延損害金全額の支払い義務があることを認める内容になっており、この和解により控訴人と被控訴人との間の紛争が早期に解決することを勘案し、保証債務履行請求権の一部について、権利を放棄し、和解しようとするものでございます。

和解条項(案)の内容といたしましては、被控訴人、連帯保証人の相続人で

あります3名は、甲良町に対し、訴外の借受人の相続人と連帯して、各自17万8,573円と17万8,276円に対して、平成13年8月21日から支払うまでの間の期間の10.95%の遅延損害金の支払い義務があることを認める内容が第1項、4項、7項で記載しております。

2項、5項、8項において、それぞれ3人は各自20万円を甲良町に支払い、甲良町は、3項、6項、9項におきまして、その支払いが完了した場合は、各自が持つ支払い義務を免除するものでございます。また、別の被控訴人2名とも連帯保証人の相続人であり、甲良町に対しまして、訴外の借受人の相続人と連帯いたしまして、各自8万9,286円と8万9,138円に対して、平成13年8月21日から支払うまでの間の期間の10.95%の遅延損害金の支払い義務があることを認める内容が11項と15項で記載しているものでございます。

12項、16項におきまして、それぞれのお二人が各自10万円を甲良町に支払っていただき、甲良町は、13項、17項におきまして、10万円の支払いが完了した場合、各自が持つ支払い義務を免除する内容となっております。

また、10項と14項、18項におきましては、振込にて支払う予定の被控訴人が支払う期日までに支払わなかった場合、7項、11項、15項で定める金額を全て支払っていただく内容となっております。

また、19項におきまして、被控訴人間の求償権の放棄、20項は、和解により支払われた金額の充当の順序の了承、21項は、保証人である被控訴人が本和解に関する金額を支払った場合であっても抵当権の行使をしないこと、22項については、甲良町が抵当権を放棄した場合におきましても、保証人である被控訴人は行使をする抵当権がなくなったという異議を申し立てないことの条項でございます。

23項においては、ほかの請求権の放棄、また、24項につきましては、本町と被控訴人にほかの債務がないことの相互確認、25項におきましては、訴訟費用は各自で負担するものであるという内容となっております。

以上、どうかよろしく願いいたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 この案件については、5人の方の1人から相談を受けたことがございます。大変苦勞をされて、心勞も重ねられました。それで、お尋ねしますが、控訴案件となったわけですけれども、控訴の理由、先ほど言いました、地裁では町が負けたというように聞いています。その内容で不服だったのかということだと思いますが、その控訴の理由ですね。

それから、もう一つは、遅延期間は全期間を認めた上でその考慮をするとい

うようになったわけですが、今まで和解を進める上での基本的な方針、元金は損害にならない、それから、約定の金利はきちんと払ってもらい、その上で遅延損害金については考慮する、こういう内容が踏襲されたということで理解をしてもいいのかな。これは2点目です。

それから、地裁判決ですね。この金額なんですけども、地裁の判決の金額と比べて同額か、ないしは金額が違ったのか。増減なのか、同額なのか、どういう状況でしょうか。つまり、遅延損害金の部分もありますし、それから、確定をしてから支払いまでの利息の計算もありますけど、それを阻害した上での計算上は地裁の判決よりも多かったのか、少なかったのか、それとも同額なのかという点ではどうなのか。

この3点です。よろしくをお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 まず1点目、控訴の理由でございます。1点目の控訴の理由につきましては、主たる債務者の方の判決が甲良町は勝訴で終わっております。勝訴で終わっているということは、その部分が遅延損害金の部分の率につきまして10.95%で認められて勝訴で終わっていると。同じ貸金請求事件において、連帯保証人の方は新しい民法の3%だったかな、10.95じゃなくて、それで認められたので、同じ貸金事件でそごが生まれていますので、同じ率でしていただくように控訴をしたというのが一定の内容でございます。

また、金額につきまして、こちらの方につきまして、申し訳ございません、増えたかどうかというお話の解釈でよろしいでしょうか。地裁の方で、連帯保証人につきましては、利息の方につきましては金額が3%か5%であったので、今回、10.95という中で認められたということが基本的な内容でございますので、金額のそごにつきましては、厳密な計算がどうしても必要ですので、後で調べて議員の方にお答えさせていただくということでよろしいでしょうか。

3点目はもう一度お願いできますでしょうか。すいません。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 つまり、今までやってきた元金、それから約定利息、それはちゃんと回収すると。そして、その上で、遅延損害金については、遅延が始まった日からの計算は認めた上でも、これだけの金額、つまり2年であったり1年であったりしますけども、状況に応じて遅延損害金は考慮するという基本方針は認められたということでしょうか。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 失礼しました。基本的には、これは裁判所の和解ですので、甲良町の思いといたしましては、その分を伝えていただいて、裁判所から示された金額が今回という内容で解釈していただいたら結構でございますので、基

本的に遅延損害金1年分は、割らない金額を基に和解をしていきたいということは裁判所の方にも申し上げておる内容でございますので、そういった解釈で結構だと思います。

○丸山議長 9番、西澤議員。

○西澤議員 そうすると、その内容が認められた、その内容の路線は変わらず町としては堅持してきたということではないですかね。

○丸山議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 町としては、和解の方で進める上でそういった形で堅持しております。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

9番、西澤議員。

○西澤議員 先ほども申し上げましたが、もう1人の議員の方と共に相談に乗らせてもらったことがございます。非常に大変心労も重ねて、一時期、裁判中には病気になって、しゃべれないような状況もありました。やはり保証人になったというだけで、しかも、その保証人の親族なんですよ。そういう点では、長年かかってこういうように傷を広げてきたという内容もありますし、その点から見て、和解で終わって最後はよかったなというふうに私も思っています。その点でも、この同和対策事業で進められた貸金事業、今後、こういう町が貸付をするということはあるわけですけども、その公正な解決、他の案件もまだ控えていると思いますので、努力をしていただくことを申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第68号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第68号は可決されました。

次に、日程第15 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第16 委員会の閉会中における継続審査及び調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査及び調査についての申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

○橋本事務局長 先ほどの議員派遣でございますが、裏面のところで、派遣期間ですが、令和6年となっておりますが、令和7年2月、3月です。申し訳ありません。ちょっと訂正の方をお願いいたします。

以上です。

○丸山議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に町長の挨拶があります。

町長。

○寺本町長 閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今月5日の開会から本日まで、多数の案件について、それぞれ慎重なるご審議をいただきましたことに感謝を申し上げます。

今期定例会におきまして、議員各位からいただきましたご意見につきましては、十分留意し、今後の町政運営にあたってまいります。

12月も半ばに差しかかり、冬の寒さが一段と強まってまいりました。議員の皆様にはくれぐれも健康にご留意いただき、町政運営の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、令和6年12月甲良町議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

(午前11時10分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修

署 名 議 員 福 原 守